

平成29年度決算審査特別委員会議事録（第4号）

平成30年10月25日（木曜日）

◎出席委員（11名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	11番 高橋秀樹君
12番 井脇昌美君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君
足寄町監査委員	星孝道君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 96号 平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について<P3~P36>
- 日程第 2 議案第 97号 平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について<P3~P36>
- 日程第 3 議案第 99号 平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第 4 議案第100号 平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第 5 議案第101号 平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第 6 議案第102号 平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第 7 議案第103号 平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第 8 議案第104号 平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第 9 議案第105号 平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>
- 日程第10 議案第106号 平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について<P3~P36>

午前11時00分 開会

◎ 開議宣告

○委員長（高道洋子君） 全員の出席でございます。

昨日に引き続き、平成29年度決算審査特別委員会を開きます。

この後の日程を説明いたします。

これより、理事者に対して総括質疑を行い、総括質疑が終了後、各部会を開催し、意見の取りまとめをしていただきます。

その後、部会長会議で調整していただいた後、部会長から審査の報告を受け、部会長に対する質疑を受けます。

なお、本日のこの日程等については、先ほど開かれました、正副委員長並びに各正副部会長会議で確認をさせているところでありますので、御了承願います。

◎ 議案第96号から議案第106号まで

○委員長（高道洋子君） それでは、これより理事者に対して、議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件について、一括して質疑を行います。

なお、質疑については、一問一答方式で行います。また、質疑の際は、決算書のページ数と目を言ってから質疑をしてください。

では、質疑はありませんか。

9番高橋委員。

○9番（高橋健一君） 総務費、決算書の39ページ、40ページ。成果報告書は16ページになります。決算書は39ページ、40ページ、成果報告書は16ページになります。

その中の14目企画振興費、報償費のところで不用額が899万1,109円、かなり大きな不用額が出ていますが、その原因についてお尋ねします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

企画振興費の報償費の不用額でございますが、これはふるさと納税に係る返礼品の歳出が予定よりも少なかったということによる不用額でございます。と申しますのは、寄附金額の3割プラス郵送等の手数料を計上しているわけでございますけれども、当初予算では寄附金額を1億円と見込んでおりましたが、その後思ったより寄附金額が集まらず、3月の補正予算におきまして予算額を7,600万円に圧縮いたしました。7,600万円に対しまして、返礼品の報償費としてはその時点では3,920万円を見ておりました。これは2分の1よりも少し上の額です。少し額が多くなりますが、これは3月、4月、5月の年度がわりの時期に、寄附は前年度に収入するけれども返礼品は翌年度に返礼するというケースがございますので、必ずしも金額が一致はいたしません。そういう関係で、予算額を3,920万円見ておりましたが、結果といたしまして3,049万9,000円を返礼品として支出いたしましたので、残額、この部分が870万円ほど残額として残りました。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

1億円を見込んだということで、いわゆる見込み違いということになりますけれども、しかし29年度のふるさと納税の実績を見ると結構多いですね。7,333万9,009円。まあまあ頑張っているのではないかと私は思ってますけれども、しかし問題はこれからですね。総務省あたりの相当プレッシャーがかかっているんで、これから持続可能にきちんとこのふるさと納税でもうけが出せるのかどうかというのは心配なのですけれども、一言、よろしく願います。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

す。

ふるさと納税の今後でございますけれども、平成30年度、本年度の9月末現在では1,800万円弱ということでございます。ただ、ふるさと納税、これからが本格的な納税、御本人が、納税の方が自分にふるさと納税の枠が幾らあるかというのを捉えて、その年度の所得を確定していくときに寄附金控除を受けられるのは幾らかといったことで、これから12月に向けて寄附金が多くなっていく時期でございますので、まだこの時期はさほど本格的な時期ではございませんが、昨年度同期に比べますと、累計では昨年の約6割ほどになっております。それで4割減ってきているというのは実情でございます。

これはかねてから一般質問等でもお答えさせていただいておりますが、全国的に各町村で、まだ足寄町はふるさと納税、比較的早く、取り組みが早く進んでいたわけですが、よその町でもいろいろなところで取り組みが始まって、寄附者の方がいろいろなところ分散したことによって、足寄町の寄附額も減ってきたものかなと考えております。

いずれにしましても、ふるさと納税、この返礼品は特産品でございますので、足寄町の特産品を製造販売している方々の売上につながるものですから、今後もこの寄附金をたくさん集めて特産品がたくさん返礼できるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） よくわかりました。

私もかねがねこれ、ふるさと納税というのは非常に矛盾を抱えた納税方法だなと思ってましたけれども、しかし、足寄町にとってはやはりブランディングにとっても非常に大事な施策だと思いますので、とりあえずこのところ頑張ってみてください。

どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 申しわけありません。先ほど6割と申しましたが、現時点では前年の9月末と本年の9月末では約8割となっております。

申しわけございません。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） これからがまだ少し期待できるということですね。

ありがとうございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） では、次の質問を受けます。

田利さん、7番。

○7番（田利正文君） 42ページ、目で17、足寄銀河ホールのことについて。

まず先に私の認識が正しいか、ちょっと確認をしたいのですけれども。

成果報告書の21ページに、外壁改修工事を行い施設保全を図ったとあります。あれが使えなくなったのは、建築基準法によるものだというふうに認識してましたが、それは正しいでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

銀河ホール塔屋の展望コーナーを人が立ち入れなくなったのは、消防法上、避難経路を、安全な避難経路を確保することができない。2方向に避難するのを階段1つしかありませんので、1方向しか確保できないので、人が立ち入ることが消防法上できないということで閉鎖しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（田利正文君） そういう状況に至って、なおかつあれを残しておかなければならない理由というのは、景観上の問題でしょうか。銀河ホール21のシンボルタワーとしてあれが必要だったということでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

撤去するにしても相当なお金がかかるものと考えております。あの高い塔ですの。

それで、現在阿寒方面から国道真っすぐ来ますと、やはりあの塔屋が足寄町に来たんだなということで、シンボルとして目につくかと思えます。どちらから来ても中心にあり、国道の交差する場所にございますので、シンボリックな意味合いでは多額のお金をかけて取り壊すよりも建てていたほうが、あったほうが、残しておける部分については残しておいたほうがいいのかということ、現在残っているということにございます。

以上にございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（田利正文君） 素人的な素朴な疑問なのですが、ここに挙げられた2,200万円ぐらいでは全然解体はできないということですか。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

2,200万円では全然解体には追いつきません。

以上にございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

それでは、次の質問を受けます。

1番熊澤委員。

○1番（熊澤芳潔君） それでは、私のほうからは9ページにございます。9ページの町税の、款の町税の関係なのですが、委員長にちょっとお伺いしたいのですが、決算にかかる主要施策の成果等報告書の6ページですか。それに基づいてちょっと質問したいのですが、よろしいでしょうか。

ということは、目で言いますと一つずつになってしまうもので、合わせて町税のことで質問をしたいということです。よろしいでしょうか。（委員長「よろしいです」と呼ぶ）

それでは質問したいと思います。

この成果表に基づいて、私のほうから質問

させていただきます。

ここで29年度町税収納状況ということになってございますけれども、町税収納状況につきましては、町税総額で調定額が11億5,300万円から収納済額が11億4,000万円ということで、差し引き1,274万4,000円にございます。

それで問題なのは、1,274万円のうち不能欠損が232万7,000円。そして未納額が1,039万6,000円ということにございますけれども、不能欠損につきましては現年度がないということにございますので、次年度からは少なくなっていくのかなという気がいたしますので、問題は未納額の関係ですね。未納額の中で1,039万6,000円ということにございますけれども、この金額が不能欠損につながっていかないような努力をする必要があるのかなと思えますけれども、その点について現状の回収方法、また考え方についてお聞きをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野孝君） 未納額についてございますが、町民税につきまして、国保税含めて約1,000万円程度の未納額にございます。収納率向上に向けて基本的には納付書発布してから、それぞれ地方税法の納期限が過ぎた後に督促状発布して、さらにそれでも納税をしていただけない方につきましては電話、あるいは臨戸徴収によって納付のお願いを、催告をしているところにございます。

そのときには、これ以上納付していただけないと差し押さえ等をしなければならないという規定になってございますものですから、その旨も当然催告状に記載、あるいは口頭で言うことにございます。

基本的に納税、実際に生活のために当然実際差し押さえとかをしようとしても、資産等がない場合も当然ございますし、当然生活に困窮されている方もいらっしゃるものですから、いきなり差し押さえ、法律上は差し押さえをしなければならないという規定で

ございますけれども、納税相談等によりまして事情をお聞きして、徴収を猶予することもございます。

ただ、どうしても夜間に、納税をしていただけない方を戸別に夜間に、昨年度ですと5日間ほど夜間の納税相談の期間を設けまして相談に応じているところなのですが、さらにそれにも応じない方だとかにつきましても、十勝圏滞納整理機構のほうに引き継ぎをするという警告といいたいまいしょうか、もしているところでございます、納税をしていただいている方との公平、公正な課税をされなければならないのが税の使命でございますので、そのような取り組みをしているのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） はい、わかりました。

それで、この町税とまたそのほかにも滞納の方がいろいろあるのです。滞納がいろいろあるのですけれども、その中でも、恐らく内容につきましてお聞きしますと、関連、要するに町税のほかにもいろいろな税金が納められていない部分があるのかなということが聞くのですけれども、そのことによるとやはり全体の税金を計画的にきちっと、恐らくやっていると思うのですけれども、計画を立ててきちっと全体の税金を計画を立てながら収納率を高めるといふほうもやっているかどうかはあると思いますけれども、その点についてはどのような形でやっておられるのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 計画的というかという、先ほど答弁、私がしたとおり、まずそれぞれの税目ごとに納期限が設定してございますので、納期限を過ぎたら督促状を必ず発布をします。それ以降につきましては、税目の納期によって計画というか、事務はそれぞれ月はずれていくのですけれども、督促状を発布し、あるいはその次は催告をする

と、そういう計画でやっております。

ちょっと答弁合っているかどうかかわからないのですけれども、申しわけないです。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） ちょっと説明不足で申しわけございません。

要するに私言いたいのは、町税ばかりでなくて給食費だとか何とかいろいろなそういった税金が、税金等も含めて回収に努力しなければならないと思うのですけれども、それらも含めて、全体を含めて、簡単に言えば縦割りではなくて横割りできちっとある程度、職員の皆さんで協議をして計画的に収納していくと、こういうことがいいのだろうなとは思っているのですが、その点についてどのような方法で行われているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 住民課長、答弁。

○住民課長（松野 孝君） 失礼しました。

それにつきましては、当然税金だけでなく私債権と言われる給食費だとか、あるいは公営住宅の使用料だとか、いろいろなものがございますので、その辺につきましては住民課税務室が主体となって、年に1回か2回会議をそれぞれの教育委員会から出いただいたり、それぞれの課で参集して会議を、滞納対策につきまして会議を実施しているところでございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいでしょうか。

2番榊原委員。

○2番（榊原深雪君） 関連質問なのですけれども、町税につきましては監査の審査意見にありましたように、収入未済額564万7,000円に、一般会計の収入未済額総額の38.1%を占めていると。そこで前年度と比較しますと、142万円減少しているということで、監査の審査意見としましては、納税努力をしていただくのが厳しいときでありまして、大変努力されているという評価をされておりました。

その中で、この142万円減少されたとい

う努力の成果が出ているのですけれども、どのようなことで成果を得られたと思われておりますか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、住民課長。

○住民課長（松野 孝君） 住民課長でございます。

まずうちのといいますか、税務のうちの担当の徴収していただく準職員もおりますし、収納担当も2名おりますので、臨戸徴収を初め職員の努力も当然あったかと思えます。

あと、当然十勝町村税滞納整理機構のほうにも難しい案件等につきましては、引き継いでお願いしておりますので、その辺の効果もあったかと思えます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 町税は大切な自主財源の一つでもありますので、今後とも成果を上げていただくように希望するものであります。

それともう一つ、使用料ですね。大切な財源としての使用料のことなのですが、先ほど熊澤議員からも出ましたけれども、町営住宅の未払い、未収額ですね。未収金額というのですが、一番大きい金額の方でどれぐらいなのか。あと何カ月滞納されているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

公営住宅使用料ということで、29年度決算の終了した3月時点での一番額の大きい方につきましては、57万円ほどの額を滞納されている方がいらっしゃいました。ただ、この方も計画納税をしていただいておりますので、現在までで57万円ですからそのうちの幾らかでございますけれども、9万3,000円ほどは納入されておりますので、全く納入されていないということではございません。そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番。

○2番（榊原深雪君） その57万円滞納されている方の毎月の家賃はお幾らと、どれぐらいの期間滞納されているのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 所得をオーバーしている方で家賃額は7万円ほどになります。8カ月間を滞納しております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番。

○2番（榊原深雪君） こういう公営住宅の居住条件は3カ月以上滞納したら、やはり退去していただくということが条例であると思うのですけれどもね、それが実施できない状況で8カ月もということだったと思うのですけれども、やはり収入はあってこういうふう滞納されているということですので、その人にふさわしい、公営住宅の基本は低廉な家賃でということ、所得の余り多くない方が入っていただくのが理想だと思っているのですけれども、そこのお考えというのはどうなのでしょう。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、公平に所得に見合った額を国の基準に基づいて算定して、家賃を設定させていただいて納めていただくということになっておりますので、きちんきちんと皆さんには納めていただきたいところでございますが、残念ながら納めていただけてない方も何人かいらっしゃるということで、おっしゃるように3カ月で退去していただくということが理論的にはあるのかもしれませんが、町民の暮らす場所、生活の本拠を町が簡単に奪うということもなかなかまいりませんので、そこは退去勧告までには、退去、強制的に退去していただくまでの措置は現在のところとっていないこととさせていただきます。

なお、督促等につきましては、納期が来まして納まっていなければ14日以内に督促状を送付しまして、その後電話催告をしたり分納相談をしたりして、翌月からは毎月督促状

も送付しております。そういうことで、この半年間で3月時点であった納まっていない住宅料については、約半数ほどは納めていただいておりますので、そういうことで町民の方の住宅を強制退去ということまでの手段はとっておりません。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 住まわれている方の意識の問題だと思うのですけれども、これほどの収入の方でしたらほかのところでも、マンションのほうでも住まわれることは可能だと思うのですよね。低家賃で苦しんでいる方というか、低家賃というか、喜んでいる方もたくさんいらっしゃることも事実ですし、それでも払えない方というのもあるかもしれませんけれども、やはりこういう滞納処理というのは早急な手立てが、やっぱり早い動きが大事なのではないかなと、滞納という言葉が出てこないうちに早目に集金をするということが大切なのではないかなと思いますので、今後ともそういうふうに留意していただきたいなと思います。（委員長「答弁」と呼ぶ）

はい、お願いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

やはりきちんと納めていただくというのが当然のことでございますので、納期後直ちに督促、電話催告等いたしまして、御本人と接触して分納相談を行うなど、少しでもこういった滞納、未納状況がないようなほうに進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

では、次の質問を受けます。

6番。

○6番（前田秀夫君） 一般会計の87ページですけれども、足寄町の博物館運営費にかかわって2点ほどお聞きをしたいと思ひます。

○委員長（高道洋子君） ちょっとお待ちく

ださい。何ページですか。

○6番（前田秀夫君） 87ページ。

一般会計の決算書。

目で言いますと、4の博物館運営費。よろしゅうございますか。

○委員長（高道洋子君） 目の4ですね。

○6番（前田秀夫君） はい。

それで、2点ほどお伺ひしたい前に、後ほどももう1点予定してありますので、まず最初にこれ博物館の2点の前に、私としてはこの間ずっと町民との接触等も踏まえながら考えたり、意見を聞いたところですね、大きなところはまちづくりを含めた住民参加ということで、いろいろなことで町としても頑張りをしている。その中で、文化系とそれから教育、住民生活系にかかわって一定程度、昨今置かれている地方財政等々の状況を見ますと、全町民的な親書と申しますか、覚えというものを集約する時期に直面しているのかなという思いを前段申し上げて、具体的に博物館の関係では、多岐にわたることの運営ですね。この決算書ではおよそ4,300万円は決算されていますけれども、そのことではなく、そうしたことに年々続けながら行政としても、要するに維持運営をして歴史的文化を継承させてきているということで、そこで私の記憶では博物館はおおむね開設してから20年程度経過しているのではないかというふうに思っております。

そこで、今段階で要請事項、それから協議事項とする事項は浮かんでいるものがあればお伺ひをしたいと思ひます。

○委員長（高道洋子君） 前田議員、済みません。

最後2つ言ったの、もう一回言ってください。

○6番（前田秀夫君） 開設以来20年ということで、この間ちょっと近年見たら、館のほうからですね、要請事項ということと協議事項ということで、今段階まで含めてどのようなものが浮かんでいるのか、お伺ひしたいということだけです。

○委員長（高道洋子君） 要請事項と業務事項。

答弁は教育委員会ですか。

答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

御存じのように、足寄町の博物館は、私は足寄を代表する、足寄を象徴する、そういう学術的な施設だと。そして近年、博物館の主體的な取り組みの工夫などをして、非常に入館者も2万人以上超えてふえています。

20年たちまして、施設等の老朽化もかなり進んでおりますので、NPO法人で委託運営しているのですが、管理運営をしているのですが、教育委員会のほうとそのように利用法人のほうで協議をしまして、施設設備の管理等々についてどうしたらいいかということで、話を進めているのですけれども、今年度、一応玄関口通路というのですかね。あの辺の改修ということになっていました。

そんなことで、特に施設の老朽化に伴う管理等々以外では、博物館側から強い要望だとか意見等は今のところはないと。したがってそういうものの懸案事項になっているものについては、基本的には教育委員会としても押さえていないと、そういう状況下でございますが、もし具体的な、等があれば、この後御説明をしたいと思いますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 6番。

○6番（前田秀夫君） 具体的なという話には、まだ模索中というような押さえています。わかりました。

それから、同じく会館にかかわって、先ほど教育長のほうから、要するに入館の数等についても御説明がありましたけれども、いろいろ全国版で足寄町の教育長がおっしゃられる、要するに足寄町産の動植物の化石は教育面、それから学芸面、たくさんをやられているということで、インターネットで全国版になっていると。ただ、ここでは努力

をされているというふうに私は認識していませんけれども、方面的には例えば北海道で言えば道東ブロックの方面がおよそ、例えば何パーセント示しているとか、そういったような類いの押さえ方はしているのか。もししているとすればお答えを願いたいし、していないとすればできれば、これなくすわけにいかないと私個人としては思っていますので、そういうことも要請を含めてお聞きをしたいと思えます。

○委員長（高道洋子君） 教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

先ほどの話のちょっと続きになって申しわけないのですけれども、今年度動物化石博物館20周年ということで、記念式典やったのですが、その折りに私もちょっと町長さんの代理ということで挨拶に行ったのですけれども、ちょうど銀河ホールでやったのですけれども、入ったらもう通路にもいっぱいなのですね。もう、済みません、済みませんと分けいって入るような状況だったのですよ。そのとき、私が着席したら、隣に小学生低学年、中学年かな。中学年ぐらいの子と母親がいたのですよね。どちらから来たのですか、声かけたら、東京からですと。えっ、わざわざこのために来たのですかと。そうです。いわゆるああいう、ある種の専門施設ですから、興味ある人は全国に相当いるのだなど。そのときに非常に、私もびっくりしたのですけれども。

一方で、町で管理を委託している、そういうある種のこの調査研究の学術施設ですから、まして今年度、束柱類の2体が、アショロアとベヘモトプスですね。それが足寄町の重要文化財に指定されました。つい先月ですね。

そんなこともあって、博物館の目玉なのですけれども、やっぱり何といたってもNPO法人なのですけれども、やはり効率的な運営という観点でいうと、入館者がどうであるかということが、やっぱりNPO法人でも大きな

ファクターだと思うのですよね。立派なもの保存し、展示し、そして調査研究進めているといっても、入館者がじり貧のような状態だったらやっぱり活用度というのかな。さらに言うならば、公共体の、町からの委託のあり方についてもやっぱり、根本からやっぱり何というのですかね、吟味をしなければならぬ部分なのですけれども。

そういう中で、入館者が冒頭言いましたように非常にふえていると。それに対して、その入館者の実態はどうなのだと。例えば来ている地域の実態、十勝管内からどのぐらい来て、あるいは足寄町含めてこの方面からどのぐらいか。それについては、詳細に把握してません。ただ、せっかく地元にある、そういう施設ですから、少なくとも小中学校の義務教育段階で、子供たちがこの町をやがて出ていったときに、動物化石館一回も行ったことないということがないように、校長会を利用して毎年私のほうから、足寄町のそういう動物化石博物館もそうですし、それから郷土資料館もそうですけれども。教育課程の中に、年間の教育課程の中に組み入れてほしいということで組み入れてあります。

そんなことで、その辺の状況をわきまえて賢察していただければ幸いかなと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 6番。

○6番（前田秀夫君） 要約すれば、入館者、さっき2万人の話了解しております。

ただやっぱり方面的に捉えて、足寄町、町民的にどういうふうにするのかということも、そろそろ深掘りをして広げていく必要があるということをおっしゃっているということをおっしゃって、終わります。

○委員長（高道洋子君） 答弁はいいですね。（「要りません」と呼ぶ者あり）

では、次の質問、お願いします。

9番高橋委員。

○9番（高橋健一君） 民生費、決算書の57ページ、58ページ。2目の予防費、お願

いします。決算書は57ページ、58ページです。2目の予防費。

決算書を見ますと、当初予算額4,177万4,000円に対して、まず補正予算額で1,100万円の減額があります。さらに不用額を見ますと、402万円以上の不用額が出ていますが、何か消化不良の感が免れませんが、これについて説明をよろしくお願ひします。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 大きなお話でいえば、やはり予防検診費の中のPETがん検診ですとか、子宮がん検診、その他町が補助して住民の方々に受診していただくものの、ある程度の予測数値、前年の予測数値と期待数値を込めて補助する単価掛ける期待値で人数をやっていたわけなのですが、広報等でPRをしながら受診の必要性なり、検診の必要性等をするるとともに、また特定検診等では戸別に受診の勧奨等もしているわけなのですが、まだまだPRが、結果的にはPRが不足だったり、検診の必要性をまだ理解いただけない方がいるかというところで、町の期待値としてはやはり当初予算ぐらいの人数を皆さんに受診なり検診なりしていただくことが妥当な数字だと思っておりますけれども、まだまだ努力が足りないのかというところがございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） 今、課長、特定検診とおっしゃったのですけれども、そのちょっと特定検診についてお伺いしますけれども、いわゆる成果としてですね、とにかく何人ぐらい検診受けているのか。対象者は何人で、いわゆる検診率ですか。それはどのぐらい。そして他町村と比べて、足寄町そんなに低いのですかね。よくわからないのですけれども。その辺、よろしくお願ひします。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 済みません。今手元にある、特定検診のほうの数値でござい

ますが、今手元にあるやつはよく関心がある受診率、そちらのほうの推移は今お答えできるのですが、5年前に健康づくり計画を立てたときには、特定検診の受診率が36%ぐらいでした。それが26年には52%、27年には59.3%、28年度ちょっと落ちて52.5、今29年度が53.1という形で、これは国、北海道のレベルよりもかなり高い数字で、全道的な部分でいったら多分上位、かなりの上位のところにはいます。

ことしも国保連との連携で、特定検診のための勧奨をするための保健師を一人臨時で雇ってまして、その方に受診勧奨のための電話等もやって、かなり上手に受診につなげているような形で、かなりの、またかなり数字が上がってくるかというところで。受診率については、国、道よりは高いところというところが、今お答えできるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） わかりました。非常に努力されているということがわかりました。

やはりこの特定検診、介護予防、予防医学の観点から見ても非常に重要ですし、やはりそういうことで医療費を抑えることができると思うのですよね。ぜひこれからも頑張ってください。ぜひこれからは頑張り続けて、検診率上げてください。これお願いして、終了させていただきます。

ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） 答弁はよろしいですね。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

次の質問を受けます。

2番。

○2番（榊原深雪君） 高橋議員の質問とちょっと関連するのですが、病院のほうの企業会計の16ページですね。国民健康保険病院の事業会計の決算書の16ページ。

それで、今年度、29年度は7,605万1,637円という損失が計上されておしま

したけれども、その前の28年度に比べますと4,622万7,302円の減少となりました。そこで日ごろ努力されまして、常勤医師についても診療体制を維持することができていたり、医師の確保にも努力をされていることがわかりました。

それで、入院患者、こちら29年の9月以降、平均在院日数が60日間以内となる15対1の施設基準への変更を余儀なくされ、これで診療報酬請求上の入院基本料の減額となったことや、入院患者そのものの減少が直接的に収益減につながったとありました。

その中で、私感じたことなのですが、インフルエンザや肺炎球菌ワクチン、高齢者ですね。そういうことを予防に努められているということと、ことがこれも病院の減収にはつながったかもしれないけれども、この予防医療ということに力を入れた経過ではないかなと私は、なりに決算の分析をいたしました。

そこで、やはり町長が掲げておられました、医療と介護、保健と福祉の連携システムですね。これがまさしく形となってあらわれてきているところではないかなと、自分としては感じているのですけれども。この福祉課と病院との連携というのが大事なことなのではないかなと思っています。

そこで、今後の課題となることとかを福祉課長にお伺いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今、議員さんから一定の成果を上げているというお褒めの言葉いただき、ありがとうございます。

その検診なりが病気を未然に防ぐという部分では、なかなか見えない部分もありますが、検診率が上がることで、また当然その早期の、検診による早期発見による早期の治療により重篤にならない、死亡しないという部分でいえば、間違いなく予防が医療費の低減につながっているかというふうに考えております。

医療・介護・保健また福祉の連携の部分で

ございますが、6年前に連携ということで、村上院長、町長のもと、核の施設としてむすびれっじができて、あづま病院さんが療養型から新型老健になって5年が経過したわけなのですが、今6年前からこれまでの部分ではある程度一定の評価ができるかと思うのですが、今現状入院施設、入所施設の規模が適正かどうかというところで、なかなか人口減であったり、あと都会に、細かく言えばケアつきの住宅ですとか、そういうのがあって、息子さん、御家族がいるところに高齢者の方が流出するとかというところもございまして、町内にある施設でいいますと、国保病院をキーに民間の施設である老健あづまさん、あと特別養護老人ホーム、あとむすびれっじのグループホームですとか、小規模多機能、またケアハウスとかと、そのふさわしいところにふさわしい人が行くような形という部分で、また特養でいえば建ててもう四十数年、建ててたっているということで、今のはやりのユニットケアですとか、住まいとしての環境という部分では幾分ちょっと不足しているかという部分で、新たな施設のことも考えて、適正な施設規模というのも考えなくてはいけないところに来ている。

今本当に過渡期で、なかなか見きわめが難しいところかなというところで、これまでも検討していますが、また引き続き、早急にはとはいかないのですけれども、それぞれの分野の方々の御意見をいただきながら、ふさわしい5年、10年を、将来を見据えた福祉施設、医療施設のあり方というのを関係者の皆さんのお知恵をいただき、青写真をつくって進めていかななくてはいけないのではないかと事務的なレベルでも考えております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

では、次の質問を受けます。

4番木村委員。

○4番（木村明雄君） 4番。

決算書の61ページ、農林水産業費の目の農業振興費について。

新町温泉イチゴハウス、このイチゴについてちょっとお伺いをしたいと思います。

町の特産品は、町の特産品開発ですね。販売、ブランド化及び新規就農の推進を図るため、収益の高い農業モデルの構築を図るとあります。これから先に向け、順調に推移し進んでいくことを願うところであります。

ここで、お伺いをいたします。

商品としてイチゴは大きく甘いものが好まれると聞いております。しかし、店舗で買い求めた人によりますと、今までの生産されたイチゴには小さくて酸っぱい。あれではどうなのかなという意見も中にはあったわけですが、これから先に向けて、生産方法は今までと同じような生産方法で進むのか、どうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 現在、イチゴハウス、今平成29年度で全て、全てというか15棟建設しております。平成30年度においても、熱源供給だとか、今工事を進めていくわけなのですけれども、最終的に完成形の15棟については、31年の3月から6月、31年の8月ぐらいには全て終わっていくのかなというふうに予定されております。

それで今言っているように、製品の完成度というか、その製品の部分だと思うのですけれども、確かに御意見という中では小粒でちょっと小さくなってきているねという意見も耳にしております。これ、うちのほうは信州大学から苗を提供いただいて、6年ぐらい試行錯誤をしながら今栽培技術を向上に向かっていっているのですけれども、やはり大変デリケートなイチゴになっております。実際には温度と日照、これがマッチ、何というかな、温度が25度ぐらいで日照も一定程度浴びるといような、そのことが合致して糖度が増したり粒の部分も大きいとか、そういうふうな形になってきます。最終的に、今そういった技術を皆さん一生懸命努力しながら進めております。

現在のところ、今地域おこし協力隊の方々も入って技術向上に向けて、日々一生懸命研修しながら進めております。最終的にはそういった製品の均一化、糖度の統一化というような、そういったことを念頭に入れて、最終的には31年の夏ごろからきちんとした製品づくりにいくような形をとっていくということをお願いしております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（木村明雄君） ここで、聞くところによりますと、イチゴの品種、これの選別というのかな、選出というのかな、において、大きく製品の違いが出ると言われております。自分だけの生産努力、研修だけではよい製品はできないのではないかと。やはり専門家というか、その指導またはそういう専門家を交えた栽培研修、これについて考えているのか、どうなのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

今現在、実はアグリズというところなのですけれども、これが苗の提供含めて栽培技術も会得しております。月に1回程度だと思っておりますけれども、アグリズの職員の方がうちのハウスに来て、二、三日栽培技術の向上に向けて勉強会というか、こういう形でやっていくよと。温度もこういう形で管理してくださいと。日照時間が少なければこういうふうな管理しなさいと。細かい点まで注意しながら、皆さん学んでいっているわけなのですけれども、そこで自然界という言い方が適切かどうかかわからないのですけれども、やはり気温が急に35度以上で数日間来る日も出てきたり、日照が不足してということになって、そこがちょうど登熟時期というか、そういった実になる時期にそういうふうな天候状況によっての変化によって、それを例えば日照が日中もう温度が上がり過ぎると遮光カーテンを引いたりとか、逆にいったら温度があると

同時に今高設台なので、その高設台の中にチューブが入ってます。そこに水を通しながら冷やしたりとか、そういうことをまめにやっているつもりなのですけれども、そのタイミングが一致しなくて正直言って小粒になったりとか、ちょっと糖度が足りなかったりとか、そういう現象を来しております。

これ本当に、現場の声を聞いたり、今現在合同会社ぬくもり農園ということでやっておりますけれども、その方々からも話を聞いた中では、やはりやっぱり自然界とあとこの信大のBS8-9というのが、やっぱり相当デリケートだよということも含めて、いろいろ努力しているのですけれども、その月だとか、今時期は正直言って一定の温度も保たれるし日照も出てくるし、逆に言ったらこれからクリスマスシーズン、商品に向けて出荷もしている状況も含めて、ちょっと安定はしてきているのですけれども、やはり7月、8月、これ8月の高温時、この対策がかなり厳しいのではないかというふうな声も聞いております。

うちのほうとしては、30年、ことしもそうなのですけれども、冷却できるようなシステムだとか、そういったものを導入する計画もあります。その中で、うちらとしても今期待しているのは31年度、ここの製品がどういうふうな形でできるかということも含めて、正直期待をしております。

ありがたい言葉というふうな表現が適切かどうかかわからないのですけれども、ちょっと誤解も招く言葉になるかもしれませんけれども、販路は、販路というか注文は結構受けているみたいです。だけれども、きちんと製品として出荷できる、このものづくりが今ちょっと悩んでいると。やっぱりケーキ屋さんとか、生食というか生のイチゴを出すには日にち、1週間ぐらいしかもたないということもありますし、やっぱり品度も落ちたりとか、ちょっと小粒でちょっと形が悪いものについてとか、そういったものが出てきた場合は大変申しわけないけれども、地元のほ

うのAコープさんとか寄って美菜さんで出荷しながら行って、きちんとしたある程度製品としてできるものについては札幌のお菓子屋さんとか、ケーキ屋さんが主になってくると思うのですけれども、そういうところに販売をしていっている。

声は結構かかるのだけれども、なかなかそこに追いついていないというのが現状であるということも聞いております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（木村明雄君） 今若干出荷のほうも聞いたわけなのですけれども。まずは、これはこれから先に向けて、15棟のイチゴができるということになれば、相当のやはり数になると思うわけなのですよね。

そこで、今ちょっと聞いたことは聞いたわけなのだけれども、まずはこれは大きくて甘くてよい製品が15棟のハウスでできたということになったときに、こので上がった製品、どういうふうな形の中で、どこへどのように出荷し、そしてどのような消費を考えているのか、もうちょっと大きな考えでまずお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 今後の出荷状況、販路先含めて、現状の中も含めて拡大をどうしていくかということにつながると思うのですけれども、それは現在足寄農協が主体となって、ぬくもり農園を運営していき、そういう形になってくると思うので、それはうちのほうからも農協さんにきちんとした販路を含めて、情報提供をしていただくような形をとっていきたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

これもう一度、先ほども足りなくなるくらいイチゴができてくれればいいわけなのだけれども、そこでやっぱりこれからの見通し

といたしますか、これはどういうことになるのか、その辺もちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしません。

確かに15棟フルスペックで生産するわけではなく、苗づくりのハウスというかな、それについても今現在、将来的には3棟の苗づくり、大体2棟から3棟をブロックにして、大体60日ぐらい生産体制かかりますので、そうするとちは夏場にいかに収入源を得られるかということに來るので、そうすると3棟を随時回転していくような形の中でやっていくということを、農協さんを初めとしてぬくもり農園と打ち合わせしながら、今後そういう形でもって生産体制、ましては製品の歩どまりの向上、これを目指して進めていくというふうに考えております。考えておりますというか、そういう声を聞いております。

31年の早ければ4月からの生産体制に入っていくのですけれども、基本的にはやっぱりできるものは全て出荷できるような体制を目指したいというふうな形でもって、皆さん一生懸命日々努力しながら従事しておりますという形になっております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいでしょうか。

それでは、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

では、質疑を受けたいと思います。

6番。

○6番（前田秀夫君） 決算資料の89ページ、目で申し上げます。温水プールの運営費にかかわって。

資料では、昨年の議会でも報告ありましたとおり、一時工事が、工事費含まれておりま

すけれども、要するに約5,800万円ぐらいですね、の支出ということになって、現状を認識しております。

それでももちろんプールは体育館全体の中でも健康増進ということと、それから、委員長聞こえますか。マイクいいですか。（委員長「そうですね。明瞭にお願いします」と呼ぶ）わかりました。

健康増進、さらには総体的な学校生徒含めた教育関係など、たくさん人の活用で発車をしながら今日に来ております。

今申し上げたとおり、一定程度の委託費、利用費含めて、この決算書では約5,800万円ということの計上を、決算をなされていますことについて異存は、今段階異存はございませんけれども、2点ばかりそうしたことを踏まえながらお聞きをしたいというふうに思います。

プールの利活用の数は、そうした推移を私も勉強してはいますが、かなり減少してきていると。もちろんこれは町内外含めての利用者数というふうに私は押さえております。

そうした中で、現実問題として、昨今の燃料費の高騰による燃料費の関係で、全体的な予算、予算といえますか、財政事情からしても、私としても触れ合い持っている住民の方の声としても厳しいという雰囲気が伝わってくるのであります。

そうしたことを含めまして、端的に申し上げますと、今の関係で維持管理費とあわせて考え方を、燃料問題を中心にしながらお聞かせを願いたいと思います。1点目です。

○委員長（高道洋子君） 温水プールの維持管理費の考え方、今後の。

答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

町の温水プールにつきましては、本当に本町にしかない、3町の貴重な体育施設だと。多い年で大体3万人ぐらいの、総延べ人数ですね、利活用があると。もちろん町民の健康維持はもとより体力増強にも役立っているな

と。さらに今保健分野というのですかね、そういう分野でも非常に町民に役立っているなど。加えて、学校体育の中で水泳が必修になっているのですが、そういう場としても活用されていると、そういう状況なのです。

ああいう立派な施設を当町で管理運営しているわけで、それに伴って相当な経費もかかるのですけれども、積年経費削減について対費用効果という面で、あるいは利用の面で比してどうするのだという話で、今までいろいろな取り組みをしてきました。例えば時間の問題だとか、あるいは使わない、使えるような場所を制限するだとか、あるいは冬期間の制限だとか夜間の制限だとか、そういう取り組みをしてきました。そこへもってきて時流下で重油が非常に、当初より想定を超えて高騰していると。そういう中で管理運営に窮しているわけなのですが。そういうことで、せっかくあるああいう施設を町民の立場に立ったときに、即云々ということについては、これは理事者との施策のあれもあるので、すけれども、私どもとしては今あるものについて最大限活用し切ると。もちろん費用のことも考えながらですね。そういう立場に立って、総合計画の中にも長寿命化計画ということで、今年度総合体育館とそれからプールの実施設設計を行ったと。そういうことなのですが、20年以上経過しておりますので、当然老朽化に伴っていろいろなところが改修しなければならないような状況にあるのです。それで勢い特殊な装備、装置なものですから、改修にしても修理にしても非常に値が上がると。どうしてもそういうものになりがちなのです。そんなことで、今としては基本的に今あるものについて最大限町民の活用を含めて、活用してもらおうように教育委員会としても維持管理に努めていきたいと。

そして、計画に基づいて、先ほども言いましたように、20年ですから、長寿命計画をして、残り最低でもやはり公共物ですから、20年ぐらい先の、20年ぐらいのロングスパンの中で考えて、長寿命計画でそういう改

修をするのであれば、最低そのぐらいのスパンの中でしっかり改修を整えて、そして町民はもとより町外からの利活用などにも図ってもらう好機にしたいなど、そんなふうを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 6番。

○6番（前田秀夫君） 今教育長がおっしゃいました、多いときには3万人と。主たる目的としてはさまざまなこと、健康増進に、それから保健の問題とかさまざま、今の段階では重油、B重油の高騰も認識しながらも最大限の利活用ということで、今の第6次総合計画にも挙げているという中身の一つになっているということですね。

それで、中身ちょっと私もう忘れちゃったけれども、20年、10年、20年というロングスパンの中で、これは今段階では見直し開始はかなり難しいということなのでしょうけれども、おっしゃっていることは私もそう差異はございません。ただ、いずれにしてももう20年経過し、一昨年もプールではございませんけれども、館内の修理で約500万円の工事を実行しているというふうに私は認識しております。いよいよにしてもう20年ですから、プールのみならず館全体にどうなのかなという懸念もございます。

それで、そこは今教育長の現段階の認識としては回答あったことにつきましては、私としてはそれで受けとめておきますけれども、やはり改修、修理を見ても、ロングスパン、20年の見つめるのであれば、やはり逼迫した町財政の中で、利用面でいくとかなり重いのでしょうけれども、やはりそのこともそろそろ素材に上げていってもらいたいという要望をして、1点目は終わりたいと思います。

続いて同じプールの2点目、よろしゅうございますか、委員長。（委員長「今の答弁、要らないですか」と呼ぶ）

答弁、要りません。（委員長「はい、2点目、お願いします」と呼ぶ）

2点目。

それで、入館料の、入館、要するにプールの利用者の関係。細部にわたっては求めませんけれども、大きくは健康、それから保健、教育、こういったことの学校問題、学校の必須科目とあわせながら、あるいは他町村からの利用者、多岐にわたっているということも承知しておりますけれども、要するに今後の、先ほども言いましたように、あり方の問題として具体的に、今の課題をきちんと浮き彫りにしながら、先ほど教育長がおっしゃいましたロングスパンという中の、中の項目に計上、折り合わせながら、そういうロングスパンというものを方向づけをつくり上げてもらいたいと思いますけれども、考え方としては先ほどと重複する部分がありますけれども、再度見解をお聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 今後のあり方、ロングスパンの中で。

教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えさせていただきます。

ちょっと先ほど重複することがあって申しわけないなと思うのですが、まず最初は現にありますから、これを最大限町民に有効活用を図ると。さらには町特有の施設で他町村にもないので、他町村との連携などというそういう大枠の中で、他町村に対しても積極的な活用を促していくと、こういう基本スタイルである。

当然現在は20年もたっていますから、老朽化に伴う問題がありますから、それについては、それについては最小限安全・安心というのですかね。安全ですね、特にですね。それを最優先しながら、改修計画をもとに進めていきたいと。そうすると、先ほども言いましたように、改修に要する規模というのですかね、費用にもよりますけれども、向こう20年は私は耐用できるのではないかなと思うのです。確たる根拠もないのですけれども、ああいう建物がしっかり改修をして、耐震も図って、そしてそれなりに安全対策して、設備の保守点検等々きちんと進めるとそのぐら

いはもつだろうと。もちろんそういう建物ですし、中にあるそういう施設などを総合的に勘案するときに、その都度、その都度自然の影響によるそういう劣化だとか、そういう部分もありますから、その都度やっぱりその課題を、状況を適格に把握して対応していくと、そういうことが必要なのだなと思っています。

したがって、要約しますと、今ある施設ですから、これを何というのですかね、工夫をしながら、知恵を絞りながら、そして公的に最小限保障しながら、手当をしながら、そしてせっかくある施設ですから、特にこの3町にはない足寄町唯一のこの水泳施設ですから、活用の方法について、さらなる模索を続けていきたい。そういうことで御理解願いたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 6番。

○6番（前田秀夫君） 今段階の、私もちょっと理解不足で、ロングスパンというものは要するに今段階でマクロ的な受けとめ方をしますと使用可能とは思うということですね。そういう意味でのロングスパン。改修、修理については、ここにあるのは、多くの工夫と知恵を盛り込みながら、最低限の、最大限の発揮できる安全・安心を持つ。そうしたものに向けて模索をしていきたいということでございますね。よろしゅうございます。わかりました。

それで最後に、先ほども私実はあそこの博物館の関係で冒頭に質問申し上げ、趣旨を申し上げましたけれども、端的な言い方で誤解されるのかもしれませんが、近年の決算状況、予算も含めてなのでしょうけれども、この2館を含めて約1億円毎年かかっています。そうしますと端的に掛け算をいいますと、20年にすると20億円ですね。あるいは10年で10億円と。私はこれはたかさんの人からのさまざまな耳、声いただいていますけれども、それは割愛をしますけれども、いわゆる昨今の国からの国政を含めながらの地方財政という、困難な時期が私はまだ

まだスピードアップしながら来るのではなかろうかというふうに、実は今段階分析と勉強中でございますけれども、いずれにしても2館ともどうすれこうすれの話ではなく、維持をしていくということになるでしょう。私も必要だというふうに認識をしております。そういった中でありますけれども、総体的な、先ほど博物館のときの冒頭にも、発音が悪くて聞こえなかったと思いますけれども、全町民的といいますか、そういう住民意識がこの2館ばかりのみならず、今2館の問題で提起してありますけれども、年1億円、10年10億円というものについての眼鏡も持ち合わせながらこれからの教育問題は、教育問題を中心にしながらで結構でございますから、まちづくり、今の第6次総合計画の見直し含めて、私は思いを届けたいと思ってますので、そのことについて今回回答は求めません。思いは届けておきます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 回答は要らないということで。

それでは、次の質問を受けたいと思います。

9番高橋委員。

○9番（高橋健一君） 決算書85ページ、86ページ、社会教育費、1目生涯学習費についてお尋ねします。

支出額は1,048万5,257円になっています。平成29年度の、どのような活動をされたのか、ちょっと具体的に教えていただきたいのですけれども、よろしく願いします。

生涯学習に関してのサークル活動とか、そういうことを含めて、どのような活動されているのか、よろしく願いします。

○委員長（高道洋子君） 生涯活動の内容ですね、内容ですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）29年度。

答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えいたします。

今、生涯学習費の内容的な御質問なのかなというふうに受けとめておりますけれども、この中にはまず足子連、足寄町地域子ども会育成連絡協議会の事業ですとか、青少年指導委員の研修会の事業ですとか、それから冒険王の関係の事業ですとか、あと日本足並み会の関係の事業、あと青年団体連絡協議会の関係の事業、そういうのを含めてその中で補助金、交付金なりを支出したり、需用費、旅費のほうで使ったりと、そういう形の中で生涯学習、皆さん方がある程度小さいときから大きくなってもしっかりと学習できる、そういう機会を提供する予算ということで執行させていただいているということでございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） 子供たちとか青少年はわかったのですけれども、高齢者に対するそういう活動というのはないのですか。生涯学習の範疇ではないのですか。

○委員長（高道洋子君） 教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えいたします。

生きがいスクールといいまして、65歳以上の方で2年間いろいろな体験をしてもらう、研修をしてもらうと、そういうカリキュラムを2年を通して実施しております。

ことし2期目に入っておりますけれども、その方が卒業すると今度は学遊校ということで、その中、任意ではございますけれども、学遊校に入っただいて、また学遊校は学遊校の中でいろいろなカリキュラム、研修等を通じて学習をしていただくと。そういうことで高齢者というか、の関係についてはそういう事業をもって対応しております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） この生きがいスクールに対しても、この生涯学習費から経費が出ているということですか。

どのぐらいの額、経費出しているのか、お願いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

午後 1時21分 休憩

午後 1時24分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お時間をとらせて大変申しわけございませんでした。

生涯学習費の中の内訳については先ほどちょっとお話ししましたけれども、今御質問の生きがいスクールの関係につきまちは、こちらのほうで教育委員会が運営しておりますので、その中に報償費ですとか、需用費ですとか役務費、そういう中で使われておまして、大体それが約30万円ぐらいということになっております。

生涯学習費、先ほど若干説明をさせていただきましたが、全体の中でいきますと報酬のほうでは、生涯学習推進アドバイザー、この方を嘱託職員で雇用しておりますので、その報酬が336万6,000円ということでございます。

先ほど補助金の関係につきまちは、御説明させていただきましたが、日本足並み会の補助金ということは足型採取委託料ですとか、まちづくりの推進活動等補助金ということになっております。

あと、足寄町女性団体連絡協議会の補助金につきまちは、ことしもこれから実施しますけれども、女性の集いですとか研修会というのを、事業に参加する補助金ということでございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） 私の勉強不足で申しわけないのですけれども、教育委員会への報告書に生涯学習費、ふるさと100年塾開設、決算額5万8,000円。ふるさと100年塾の方というのは、議会の傍聴とかすごく存在感があるのですよね。一生懸命やられて足寄の中では重鎮さんがそろってらっ

しゃって、もうすばらしい人材の宝庫みたいなところなのですけれども、意外とお金かけてないのだなという。私も高齢者ですから、一生涯勉強しなければいけないというふうに思っている身としては、もうちょっと教育委員会も少し力を入れていただきたいと思うのですよね。

教育長、何か、今後これからの何か知恵を絞って、何か我々が一生懸命勉強できるような環境づくりに、何か知恵があったら教えてください。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 御案内のとおり、今好むと好まざるにかかわらず成熟社会ですから、勢い本町にも少子高齢の波がまともに受けているのですが、社会教育の充実の中でも、私社会教育の充実というのはその町の、何というのかね、成熟度というのですかね。そういうものを示すバロメーターだなというふうに捉えています。先ほどのプールや社会体育、プールだとか、あるいは動物化石博物館などもそうなのですけれども、そういうふうに捉えたときに障害者については本当に、障害者ではない、高齢者については非常に学びが旺盛なのです。びっくりするくらいなのです。先ほどちょっと間違えて次長のほうで65歳以上と言ったのですけれども、60歳以上については生きがいスクールで学んで、そしてさらに学びの志のある人はさらに自主の学びの組織で学遊会というのがあるのです。教育委員会が管轄にある学遊校に入って、そして学遊会に入ると、そんなシステムになってます。いずれにせよ自主組織なのです。自主運営組織学遊校なのです。現在も相当数いるのですけれども、非常に自主組織、自主運営組織ですから、何かの事業があっても参加度の割合というのは極めて高いのですよね。そういうことで非常に充実しているし、これからの町のそういう状況を踏まえて町の前途を考えたときに、高齢者に優しい町だと、生きがいのまちづくり、そういう視点で見つめたときに、この学

遊校の活動だとか、さらには学遊会の発展的な活動という部分については、教育委員会としてもさらに下支えしていかなければならないなと思ってます。

具体的に、ではそうしたら予算ベース、予算的にどのぐらいが、そうしてどういうふうに支えるというのはこれから検討もしていかなければならないのですけれども、私にとっては、高齢者のそういう学んで、さらにはそれは最終的にまちづくりに生かすと、そういう視点というのは極めて大事だなと思ってます。

高橋議員につきましても、何かいいアイデア等ありましたら遠慮なく御指南していただければなど、そう思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） アイデア私のほうに振られましたけれども、教育長もよろしくお願います。

本当に自主組織だということがわかったのですけれども、ぜひ教育委員会のほうで大いに啓発をしていただいて、もっと足寄町の人たちに広めていただきたいと、そして皆さんで知恵を絞って、私も高齢者ですので、ぜひそういうことで勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願います。

ありがとうございました。

○委員長（高道洋子君） それでは、次の質問を受けます。

12番。

○12番（井脇昌美君） 私は81ページの、ちょっと今の高橋健一議員の、それに類した件なのですけれども、国際交流推進についてなのですけれども。

私はもう所管が違うものですから、主として国際交流員を、昨年度の生涯学習とか嘱託職員さんとも協働で事業を計画されてきた経過があると思うのですけれども、そのいわば活動された内容をちょっと雑駁でもいいから示してほしいのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） はい、お答えします。

国際交流員なのですが、ある種の国際化に対応する教育委員会としても目玉的なものなのですけれども、大別して学校教育の中ではいわゆる英語指導助手という的な役割で、町内各小中学校に行っています。学校側からのニーズも非常に高くなっていると、そういう状況。社会教育の中では、ペーパーキッズなどのように子供たちの英語活動だとか、あるいは町民向けの英会話教室だとか、それから町内の各保育所にも行って英語活動、子供たちと英語で親しんでおります。そういう状況下で、学校教育からも子供たちからも、あるいは社会教育の保育所の子供たちからも、非常に大歓迎を受けているというような状況下にあるのですね。

そういう状況下で、さらには学校教育の中、学習指導要領が平成32年度から変わって、小学校が5年生以上から英語の教科になる。教科英語になる。3年生、4年生は英語活動になる。そういうことで全国の小中学校、この2年間、小学校ですね。移行期間ということで時間の生み出しにもう本当に四苦八苦しています。そして、平成32年度に学習指導要領がスムーズに完全実施ができるように、それぞれ各教育委員会も整備を進めています。

とりわけその中でも、今本町などもそうですけれども、学校のニーズの中だけ捉えても今いるリヴァイさん一人ではなかなか大変な状況なのですよ。校長会を通して、どのぐらいの時数なり役割として必要ですかと集計をしたのですね。そうすると、とてもではないけれども今の一人では対応できないと。そういうことで、そういう状況を勘案しながら、行政報告もさせていただきましたけれども、今ウェタスキウィンの友好協会にお願いをしながら、もう1名の増員をしていただく。そして学校教育だけでなく社会教育も含めて、この英語を通しての学習、あるいは英語を通しての親しむ機会をふやしていくと。こ

れ教育的に見ても英語を使って云々というのは国家戦略なのですね。これはグローバル社会に対応するための一つのツールだと思うのですが、そんなことで非常に学校でも教員の英語の先生なども非常に資格のハードルなども高くなっています。そんなことで、ニーズは非常に高く、そして今いる国際交流員についても、英語指導助手という役割も兼ねながら八面六臂の活躍をいただいているという状況下でありますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 今教育長の説明で、32年から小学生の5年生以上は英語の単位をそこで発生するように、これから時短の中で含まれるということわかりました。

そこで、昨年度のこの活動をされた総評を含めて、昨年度、今年度に向けての、いわば不備不足等々も含めて、今ちょっと教育長が言った今年度も提案も受けてますけれども、国際交流員の1名の増員ということは受けております。けれども、その総評として何を協議されたか、その辺もしあったらちょっと示してください。

○委員長（高道洋子君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

先ほどもちょっと言ったのですけれども、一つは学校教育において学習指導要領が変わって、小学校が教科化になると。今までは6年生だけだったのですけれども、今度は5年生からなのです。さらに3、4年生から英語活動なのです。そして具体的にそれぞれの学校は最低どのぐらい英語指導助手として活用したいですかと。ネイティブスピーカーとしてですね、どのぐらい活用したいですか。そういうことを、校長会を通して各学校から集約してもらいました。そうすると一定の時間が出てきて、これではとてもじゃないけれども対応がし切れないと。そういうことで教育委員会で検討を重ねまして、1名増員の方向につながっていったのですけれども

も、それが一番のあれですね。そういうことですので、よろしく願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） その1名の増員は理解しているところですが、1名、1名といっても、日本語というのはまだ取得を、向こうから国際の交流員のことで、できないわけですから、当然マンツーマンというか、ある程度の日数期間を含めて、日本の教育委員会の職員さんが添えて、片言でも話すようなまでも、そういうことも一応予算の中に、ここの中の予算には、これは国際交流ですから、教育委員会の負担になるわけですから。職員のそれだけの負荷というか、かかるわけです、それだけですね。そのことを考えましたか、まずは。ただ1名を入れると。約1人500万円だと、それで済むのだという簡単な考えだったのか。その職員がその間、相当語学に対して育てて、いわばそこにペアになってある一定の期間、6カ月か10カ月かは別としても、片言話すまでは職員が当然かかるわけですから。そのことも考えたことあるのですか。

○委員長（高道洋子君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えします。

結論的に言いますと、そういうことも包含して検討しました。具体的には、教育委員会に葛主事がありますので、バイリンガルですね。その人が中心となって少し日本語にもならしながら対応していくと。ちょっと振り返ってみますと、今までも各学校に行くときには、中学校に行くときには英語の先生がいますから、1人で行くのですよね。でも小学校には、その葛さん、葛主事がついていったのですけれども。去年あたりから私のほうで整理しまして、校長会を通して、双方にとって、国際交流員にとっても、あるいは学校の先生にとっても、お互いに英語と日本語ということですね、キャッチボールできますから、双方にとってそれはいいと。やっぱり国際交流員もそういう通訳を持っている人一緒

にいと、そっちにばかり頼りますから英語ばかり使うのですよね。学校の先生も実際教科として教えるわけですから、教えるわけですから、通訳の人が来る、来ないにかかわらず対応しなければならないわけで、勢いそういう人が来ると、どうしてもやっぱり自分たちが、自分たちが英語でやっぱりコミュニケーションをしなければならないという場面出てくると思うのですね。そういうことであえて、ちょっと壁があって抵抗もあったのですけれども、そういう思いのたけを校長会や何かも通して、教頭会なども通して、去年から小学校も基本的には教科英語のときには、今年度からですか。1人で行ってもらってます。それで、私的に私のところにも大分不安の声を、リヴァイ君のほうで大分言ってきました。でもその辺は少しずつ和らげていって取り除いていって、今は全然へっちゃらですと。そういう形になっております。

新たに来るであろう人についても、条件が友好協会での面接をしてくるのですが、大学を出ていればいいということなので、日本語が話せるだとか、教員免許があるとかというそこまでのかせがないのですね。したがって、今も一応、そのちょっと手を挙げている人が7人くらいいるそうですね。リヴァイ国際交流員の情報では。そのうち女の人が1人、友好協会長のところでもうインタビュー、面接を諮ったと。そういう今状況下にあるのですね。2月に間に合うかどうかは別としまして。したがって当然いきなり、中学校はいいですけれども、小学校の英語活動だとか、あるいは教科のときに一人で行きなさいと、いきなりできないので、そこは葛主事と上手に連携を図りながら、かなり日本語が上達してきたリヴァイさんもいますので、いますのでその辺はお互いに密に連携を図りながらスムーズに対応できるように。少なくとも1人体制より2人体制で、学校にとっても、それから学校の子供たちにとっても、町民にとってもよかったなど、少しでもそういうふうになれるように、いろいろな意味での

このすき間を埋めていきたいな、そんなふうに捉えていますので、あわせてよろしく願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 理解はしているのですけれども、教育長が最後のほうに答弁いただきました1人より2人と。2人よりはやはり3人のほうがいいわけですから。

私はそこで何を言いたいかということは、これからも国際交流というのは当然求められるし、必要なことだと思います。そこでアルバータ州との今までの続いている国際交流は相当効果は実際上げていると思うのです。これは当然なのですけれども、そこで当町がもう全て、その交流の実態は100%足寄町が負担しているということですか。これ前にも私お話したかもしれませんが、これはこういうような経過と今後のこともあり、WAの会等とも協議の必要もあろうとは思いますが、WAの会は費用は一切触れてないわけですよ。全部当町があれしているのです。今後10年、20年、増員もこれから図りながら、当町で100%費用負担をしながら、国際交流を考えているのか、考えていないのか、その辺もこの件でちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

議員仰せのとおり、この間アルバータ州のウェタスキウィン市と交流を重ねてきて、そろそろ30年近くたつというようなことでございます。

まず足寄町とウェタスキウィン市との行政の違いというのはこれは大きくあるわけでありまして、ウェタスキウィン、市ではありませんけれども、市自体の予算がもう日本の行政機関と全く違って、州政府がもう権限を持っているということ。ですから、市自体で自由に使えるお金というのは極めて少ないということですね。ですからお互い派遣をやっているのですが、足寄町からウェタスキ

ウィン訪問している人が圧倒的に多くて、ウェタスキウィン市からは1年おきにせいぜい来ても10人から15人ぐらいということ。これはまさしく行政からの支援が全くないというようなことです。ですから、子供たちももう1年ぐらい前から、よし来年足寄に行くぞとってアルバイトをしながらお金をためて自己負担で来ていると。決定的な違いはそこがあるなというふうに思っています。

それから今度こちらから行く、あるいは来たときの歓迎も含めて、これまで全て町の負担でやっているのではないかと、全くそのとおりでございます。足寄町にもWAの会という交流組織を持っていますけれども、これはこれまでウェタスキウィン市、これ社会人枠で行った方々を中心にしながらWAの会という組織をつくっていただいているわけでありまして、これまたなかなかだんだんもう相当30年ぐらいたちますから、もう高齢化してきてなかなか会の組織の維持自体もこれからどうするのだという、こういうこともあるわけでありまして、会長ともその辺、なくすことは簡単だけれども新たに作るのなら大変だよなということで、細々でも何とか継続してほしいという、そんなこともお伝えをしながら、これから今度どうそこをまたうまく継続していくのか。もっと言えば、自主財源があれば一番いいのですけれども、なかなかそういう状況もないなというふうに思っています。

本当に議員御指摘のとおり、これから先そういう財源問題も含めてどうしていくのかということも、当然今後検討していかなくてはいけない大きな課題なのかなという、私どもも認識はしております。

ただ一方ではやっぱりこの間長い月日をかけて、年月をかけて構築をしてきたこの関係、これはもう当町にとっても、もっと言えば、特に私は思っているのは、思い入れが強いのは子供たちにやっぱり貴重な体験をさせたいという、こういう思いですから、ここに

はやっぱり町の財政支出もこれからも必要なのかなと、こんなふうに思っているところがございます。

いずれにしても議員仰せのとおり、トータル的に考えて、このこれまで構築してきた関係をこれからもどうやって維持、発展できるのかなということを、やっぱり町民の皆さん方の御意見もお聞きしながら知恵を出し合いながらやっていきたいと、こんなふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 町長の答弁で理解はできました。

おおよそですけども、二人の割合ぐらいで足寄町のほうが向こうに、恐らくお邪魔していることが多いと思うのです。私はその辺も、例えば足並み会等がいい例であって、足利市と交流を持ったり、いろいろな足のつくところと交流を持っているけれども、行くときはこっちの負担ですよ。向こうから来るときは向こうの負担でやっぱり交流を深めて、いろいろな知見を高めてやっているという、一つの事例もあって、私はそのことが、向こうから来て少ないのであれば向こうの費用も、ただ今までの経過とこれからのいろいろなもろもろの金銭であらわれない、そういうことであろうと思うのですけれども、僕はある一定のとき、見れるうちがいいのです。見れるうちがいいのだけれども、当町だってそんなに余裕のある、負担できるのが永遠と続けばいいですけども、僕は一定の何か区切りをつけて、そしてどうですかというような話があってしかるべきのようなきが私は来るような、また必要でなからうかと考えておるのですけれども。本当に足並み会などはお互いの費用は負担をしながら、今でも交流しながら地域のいろいろなことのあれを図って、協力し合っつと、僕はそういうのが当然あってしかるべきだと思いますし、ちょっと100%というのがちょっと理解できないところが、ただ発足当時は何かそういうような当時

の財政状況もよかったし、それから向こうの州の市長さんといってもそれで生活できるだけの収入得てないということは聞いてます、そういうようなことも。そのようなことで、この交流の中で、では永遠と50年も100年もどンドンどンドン、100年というのはちょっと大きいですけれども、これから先ですね。10年、20年続けていく気持ちがあるのか。どこかでやっぱり一つの区切りをつけなくてはいけない。もうその時期来てもおかしくないのではなからうかなと、そういう思ったものですから質問をさせていただいたわけなのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 議員のおっしゃることはすごく理解をできます。

少し細かなお話をさせていただきますと、一つの大きな事業として今足寄高校1年生を全員町費負担でウエタスキウィン市に研修ということで派遣をしている。この財源内訳をちょっと申し上げますと、実はこれ派遣事業、ありがたいことに過疎債ソフトの対象になっているということでもあります。ですから実質的な町の持ち出しというのはさほどではないということ、これは一つの例ですけどもね。

それとあわせて先方とこちらの負担の関係、正直言って1年置きにカナダからは足寄に来ていただいております。せいぜい10名から15名程度です。ところがこれホームステイですから、これはもう教育委員会含めてWAの会とも相談をしながら、実際にどこに受け入れしてくれる家庭があるのか。これ実は毎回四苦八苦しているのですね。これはもうやっぱり長年の経験を含めて、なかなか足寄町だけではないでしょうけれども、なかなか外国の方と接する機会もないものですから、やっぱり構えてしまうのですね。なかなか、いやいいよと気軽に受け入れてくれるということはなかなか少ない。主に中心になっていただいているのは、子供たちがカナダに行ったところの家庭を基本的にはして、

しかも子供さんがいる家庭ということで四苦八苦してやっているということでもあります。

一方、当初全員派遣をするといったときに派遣したのはたしか36名か8名だったというふうに思うのですが、いまやことしおかげさまで生徒数がふえてきているものですから、ことしも60人超えるような、これ全てホームステイ受け入れしてくれているのです。これ実は、この派遣の打診をしたときに、向こうは本当に行政あんまりかかわりないのですよ。向こうの交流組織、これが会長さん中心にしながらやってくれている。全員派遣したいということで打診かけたときに、いや、向こうのほうから少し市もかかわってくれないとちょっとつらいかなというお話もあったものですから、それで向こうの市長さんが来たときに町長室で、実はこんなこと計画している、どうだということ打診をした結果、ウエタスキウィン市に帰られてから、よしわかったと、受け入れしますよと、こういうことになりました。3年ぐらいはそんな問題なくいったのですが、今度子供の数が50人を超えた、60人を超えたとなったときに、正直言って前会長さんは、わっ、厳しいなということでありました。ところが会長さんも交代したのですね。今の会長さんは全然大丈夫だよと、60人でも70人でもいいよと、こういうありがたい話いただいているのですね。

ですから当然向こうで受け入れしていただくに当たっては、それぞれの家庭の負担も含めて本当に子供たちが、ことしもこの議会でもた報告会予定してくれているということですから、本当に子供たちが向こうの各家庭でもう本当にもういろいろなところに連れていってくれたり、大変な経験をさせていただいているということですから、これ本当に受け入れ費用考えたときには、私どもが全員負担して派遣してますけれども、それこそ向こうの受け入れ家庭、それこそ60名、1家庭2人で泊まらせてもらってますから、半分にしたって30家庭ぐらいですかね。これもお

金に換算すると相当な、そんなふうには思っています。ちょっと細かいことまでお話ししましたけれども、そんなこと。

ただ、本当にこれからうちの体制、受け入れ体制も含めてですよ。WAの会の組織も含めて、やっぱりこれから何らかの形、ちょっと整備していかないと、教育委員会で全部受け入れといってもこれまたなかなか大変なことかなと思ってますから、そこら辺はまた議員の皆さん方の知恵も借りながら、今の会長さんとも相談をしながらいい形で構築をし、できるだけ、未来永劫とはなかなかならないかもしれませんが、そういう体制もつくっていききたいなど。

それともう一つ、あえて言うのであれば、どこかでの見直しという、その一つのきっかけとしてはですよ。財源的なことを言いますと、今現在は先ほど言ったとおり、過疎債ソフトの対象になっているのですが、これが制度ですから国のほうでどうなるかわかりませんよね。例えばもうソフトなしよなんてことになれば、まさしく単独費の持ち出しになりますから。そういう意味では大きなところというのは、これ注視しなくてはいけないと思っているのですが、仮にそんなことが起こるとしたら、やっぱりちょっと相当な議論をしてどうするかという、真剣に考えなければならぬ時期も来るかもしれないなどという、そんなことは私も頭の中に入れておきます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

次の質疑を受けたいと思います。

11番高橋委員。

○11番（高橋秀樹君） 11番。

67ページ、林業費について御質問をさせていただきます。

町有林管理費この間、足寄町町有林かなりの量保有していると、そういうふうに認識をしております。しかし、昨今3年前、4年前ですかね。病虫害の被害が大分見えてきているのだなというのが、認識として私も持っています。

現在その被害状況というか、そのところ
まずお伺いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま
す。

高橋議員の言っている病虫害というのは、
カラマツのヤツバキクイムシの発生状況だど
いうふうに理解しております。これにつきま
しては、28年に陸別から発生しております。
足寄町のほうにも進出してきているとい
うことで、29年上足寄と稲牛、これが発生
されているというふうに、うちのほうも調査
しております。ただし、29年に上足寄の町
有林、団地これが発生しております、それ
につきましてはことしの7月の臨時議会で町
有林の売買というふうにさせていただきました。
あと稲牛地区につきましては、ことし平成30年の10月に調査を終えて、早ければ
年度中に、年度中というか、冬場に向けて処
分する方向で検討しておりますけれども、ま
だその辺は具体化されておられません。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 具体的にどのぐら
いの広さというかな、ヘクタール数、稲牛の
面積のほうになっているのですかね。

○委員長（高道洋子君） それでは、2時5
分まで休憩したいと思います。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員
会を再開いたします。

答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 済みません、お
時間をいただきまして、ありがとうございます。

螺湾につきましては約50ヘクタール、上
足寄につきましては30.9ヘクタールとい
う面積になっております。

ごめんなさい、稲牛です。

済みません、まことに申しわけないです。
螺湾でした。申しわけない。

上足寄は30年に売買した面積というのは
30.9ヘクタール。で、30年に調査した
螺湾地区でございます。申しわけありませ
ん。申しわけないです。それが約50ヘク
タールになっております。済みません。

○委員長（高道洋子君） 稲牛でなくて螺湾
ということ。（「螺湾です」と呼ぶ者あり）
11番。

○11番（高橋秀樹君） 11番。

これ本当3年前ですよ。3年か4年前で
すよね。陸別のほうから来るという話になっ
ていて、その話を伺ってました。

それで足寄町に、これ案外来ないのではな
いかなんていう、楽観視していた部分が
あったようにも思われます。ですけれども、
やはり30ヘクタール、50ヘクタールとい
うふうにだんだんまたこれ、今後どのような
推移をするのか、まだ全く、虫の話なので全
くわからないと思うのですけれども。これ
やっぱり町有林も含めて、民有林も含めて、
当町にかなりの打撃を与える可能性があるの
かなというふうに感じる部分はあるのですけ
れども、これ有効な対策というか、そういう
のというのはあるのですかね。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたしま
す。

有効な対策ということにつきましては、早
期発見、その中で被害面積を拡大しないため
に即時伐採ということをしなければ拡大して
いく可能性があるのです、そういう面では民有
林については個人の所有者イコール森林組合
等を含めて、目視かもしれませんけれども確
認をしていただき、町有林につきましては、
うちは定期的にパトロール、巡視指導員がい
ますので、その方の確認していただきながら
発見していきたいと。早期処分していかなけ
れば拡大していく可能性があるというふうに
考えております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） そういうふうに

なった場合に、例えば伐期を迎えてない木材とか、立木とかあるわけですよ。そういうのも含めてもう伐採する方向でいくしかないという認識でよろしいということですか。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

そのとおりで考えております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

次の質疑を受けます。

7番。

○7番（田利正文君） 7番。

68ページ、林業振興費、1目ですね。成果表では43ページです。

鳥獣害の被害ですけれども、前年度と比較してどのぐらいの被害が減っているのか、ふえているのか、あるいは三、四年前と比べてどうなのかということをご存知のところをちょっと知りたいのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 鳥獣害に伴う被害額、被害額というか被害額及び頭数の件なのでございますけれども、平成29年度につきましては、農業被害については幾分か減っております。頭数の、捕獲頭数は逆にふえております。ちなみに28年につきましては、エゾシカに伴う比較頭数でいけば、ここに43ページに書いてありますけれども、エゾシカについては1,425頭というふうに書いてありますけれども、平成28年度は1,278頭というふうな数字であります。

被害額も29年度については9,600万円ほどの被害額に対して、28年度は1億100万円という被害額であります。

以上でございます。

被害は減り、捕獲はふえているというような状況であります。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（田利正文君） その被害額が減っているということはいいいことなのですけれど

も、前回聞いたときにはハンターも減っていると言っていましたよね。そのハンターの数はどうなのでしょう。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

ハンターの数は28と29で比べると1名の減だけになっています。

以上です。

済みません。H28は69名、平成29年については68名という形の数字になっております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（田利正文君） ハンターのかわりかというといい方おかしいのでしょうかけれども、くくりわなの資格を取っている方が、前回聞いたとき41名とかと、間違っていなければ。その後ふえているのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 増減はなし、41名です。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（田利正文君） ハンターが減っていくというふうには、もちろん高齢化していくからそうなのでしょうけれどもね。養成の計画ということで前にもちょっと聞いたことあると思うのですけれども、その後もう少し具体化してとか、あるいはそういう動きがあるかというような状況はあるのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 養成というか、どういうふうな担い手を探していくという方向でいいのですか。何と申したらいいのかな。

うちのほうとしては、既存のハンターはもちろんのこと、新規ハンターということで講習会の助成だとか、そういう形の中でいろいろと補助もしたりしているわけなのですけれども、いかんせん、就職しているというか、今現在生活している若手というのはやっぱりきちんとした勤め先があるので、どうしても

休日だとかそういうふうな形しか捕獲できないと。どうしても現状の中でいきますと、定年後の方々が多数捕獲されているような状況でありますということで、新人研修等の費用、講習会の費用等はきちんと用意しております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番、よろしいですか。

では、次の質疑を受けます。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） それでは私のほうから、決算書の中で財産に関する調書の中で、8ページなのですけれども。調書の中で8ページなのですけれども。基金についてお伺いをしたいと思います。

それで基金につきましては、関係法令に基づきまして適正かつ効率的に遂行されていることが大事だということが聞かれますけれども、近年各自治体では基金の増加傾向が見られるということが言われていますけれども、足寄町も現金、足寄町も現金と債権合わせて28年度は10億6,000万円、約10億6,000万円。29年度が19億5,000万円ということで、増加傾向にあると思いますけれども、今後法令に基づきまして、基金の積み立てにつきましてはどのような流れになるのか、またまだまだ積み立てが必要なのかを最初にお聞きをしたいと思います。

これ1本1本の部分があるかと思えますけれども、総体の考え方の中でも結構でございますので、これからの積み立てはどのような考え方になるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 副町長、答弁。

○副町長（渡辺俊一君） 基金の積み立てということでございますけれども、毎年毎年の決算の中で収支で残があった場合、そういった場合にその翌年に繰り越すときに財政調整基金等に、それから財政調整基金等に積み立てをするというような形でルール化されているものはございますけれども、それ以外の部

分でいきますと、その基金の中身によって今後積み立てしなければならないもの、それから積み立てしなくてもいいものというようなことで分かれてくるのかなというように思っております。

それから、中身的にはその基金の設立された趣旨に沿って、その基金を有効に活用していくというような形になっていくのかなというところでございます。

特に今後こういうところで基金を積み立てなければならないだとか、というのはその都度その都度検討しながら、財政の状況なども含めて検討しながら積み立てをしていくというような形になるのかなと思いますし、当面いきますと、そんなに多く、今までみたいに基金を積んでいくというような状況にはないのかなというように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

要するに、私どもからいう法令に基づいてきちんと目的を持って積み立てていくということだと思いますね。

それで、そこでお聞きしたいのは、それぞれの基金の中身を見ますと、林業振興基金が運用されないで15年以上経過をしているということがあるのですけれども、これ監査委員の意見の中にも積み立て及び取り崩しもなくというような、こういった意見が出てますけれども、このことについて目的があるのか、あったのか、それとも今後このことについてどう考え、努めていくのかをお聞きをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 林業振興基金ということで、平成16年度から積み立てしております、現在まで使われてないということでの御質問なのですけれども、確かに議員仰せのとおり、基金の使用についてはしておりません。基金の用途要件というか、その要件的には何点かあるのですけれども、大きく

3つの要件的なものがあります。林業、林産業の人材確保に、及び育成事業、森林及び環境に関する啓蒙活動事業、新たな森林資源活用の推進及び普及の事業という形で、基金の用途目的に対する用途の使い、事業のついてはありますけれども、今現在使われてないという状況を含めて、今後あり方含めて、きちんと精査というか、課題を整理をしながら、使える基金でありますので、その目的にあった内容を整理して今後活用していきたいと。もしくはそういうこともきちんとこの基金積み立てする中での議論をして、行政含めてきちんと課題整理していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 財政厳しい中で、ただいま議員の皆さんが話したように、非常に災害等も含めて大変な時期が来ているということでございますので、目的はできればできるのでないかなというふうに思いますので、ぜひ目的を立てて無駄のないような形でやっていただきたい、このように思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁はよろしいですね。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

次の質疑を受けたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは69ページ、商工費、商工振興費についてお伺いをいたします。

これについてはちょっと関連すると思うのですが、冒頭町長の挨拶の中にもありましたけれども、それにちょっと関連するとは思いますが。

雌阿寒岳の火山性ガス対策調査について。これについては北見工業大学と雌阿寒岳、雌阿寒温泉の硫化水素対策調査を実施したわけですが、これは現在どのように推移しているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

昨年度議員仰せのとおり、北見工大との共同研究という形の中で、硫化水素低減対策という形の調査委託業務をいたしました。現場のほうにつきましては、計7回現地のほうで試験及び実証実験を行いました。まずは曝気することによって、曝気というか空気を入れることによって濃度は低減していくということは実証されております。ただし、雌阿寒温泉の泉源につきましては、低い温度、最高高くて44度までしか上がらないと、ということなので、まずその温度を空気に触れることによって低下するのは確実なので、それをどのように持っていかなければならないかということで、1月の末、2月上旬の厳寒期と、一応うちは想定したのですが、一番最大のマイナス気温でいけば13度ぐらいのマイナス気温しかなかったのですが、その中で保温管というのをごさいます。その保温管、曝気したお湯をその保温管を通して浴槽に張ることによって2度しか低減、下がらなかったということでもあります。これをもとに、先ほど町長が冒頭臨時議会の中で話したと、説明あったように、それをもとに10月、本当につい最近なのですが、一応ある程度の凶面をこしらえて、当時29年は本当のミニチュア版というかな、お風呂の浴槽みたいな形を2個並べて、そこでぶくぶくさせてどういうふうに行くかと。パイプの径も細かったということで、今度は確実に実施体制に行きますので、その中でも今考えているのが、まず源泉を引っ張って一度建屋を建てさせていただいて、そこにお湯の貯湯槽をつくって、それから空気を入れて曝気させていくと。そこを今度曝気したものを、今両方の浴槽に、野中温泉の別館とユースホテルさんの日帰り入浴さんのほうに、大体おおむね30分から40分に浴槽満タンにできるような時間帯を考えて、今計画でいきますとタンクを2つないし3つ、1カ所当たりですね。1カ所当たりの別館だったら別館に3つの浴槽、曝気装置、済みません、申しわけないです。間違えました。

大きさをある程度大きくして、そこに大きいものを3つこしらえて曝気して、それから今度流して、そして今まで使っていた50のパイプなのですけれども、それを100に変えてやっていくという形の中で、これもちょっと申しわけないのですけれども、ちょっと実験というか、実施に、本当の現場での実施実験をしながら進めさせていただくという形の中で、うちのほうで今工事を発注して、今現場のほうで現地のほうの調査も入っていきます。そして、3月の下旬ぐらいには完成という形で、現在進めております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（木村明雄君） この曝気をしなければならぬということなのだけれどもね、そこでこれ、私は素人考えだからちょっとわからないわけなのだけれども、モーターを使ってそういうする装置なのか、それともそういうものを使わなくても曝気できるものなのか、その辺具体的にちょっとお願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 曝気という形で今おっしゃっている装置というのは、エアを送ると。うちは単純構造しか考えてないということで、塩ビのパイプに穴を開けて、そこに空気を送って、エアブローというのですか、エアブローというか、エアを送ってそこでぶくぶくぶくぶくさせると。それがどれだけの量を送ることによって曝気の低下度も変わってきますので、それと同時に温度の低下も変わってきます。それを本当に大きい器の中で今やろうとしているので、北見工大との先生とのやりとりでは数値上のほうで分析はできるのですけれども、それをあくまでも現地の箱に入れたときに、その数字どおり行くかどうかというのをやりながら、きちんとした適正な基準濃度以下でもってなおかつ温度も低下しない方法で、2つの事業体のほうにお湯を配送していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかったような気がいたします。

それで、これから始まろうとするわけなのだと思うのですけれどもね。我々が入浴する、もしくは観光客が入浴する。これ安心・安全で入れるということになるのには3月ころなのか、どうなのか。先ほど3月と言いましたよね。その辺でいいのか、どうなのか、お願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 今うちのほうで行程を考えている部分は、やはり冬期、本当に厳寒期、きちんとそこで温度を確保したいということもありますので、装置自体は年度内だとか、建屋のほうは行けるのかなど。ただし、冬期の温度の低下を見るのにはやっぱり2月ぐらいでないときちんとした形が出てこないということで、3月の10日ぐらいまで引っ張りたいという形で考えております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） それでは、次の質疑を受けたいと思います。

9番。

○9番（高橋健一君） 特別会計でお願いします。ピンクの表紙で後ろから3番目、足寄町介護サービス事業特別会計。足寄町介護サービス事業特別会計の9ページ。

特別養護老人ホーム運営費のところでお尋ねします。特別養護老人ホームの運営費です。

金額云々はちょっとわからないのですけれども、今の特老の運営の中で、入居者の人数とそれから待機者。もう一つこれお伺いしたいのですけれども、その中で胃ろうを受けている方何人いらっしゃるか、伺いたいのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 高橋委員、29年度の。（「29年度です」と呼ぶ者あり）

福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁させていた

だきます。

特養の一般のベッド数が56ということで、基本的には56人満度に入っているところが通常でございます。ですが、平成29年度は冬にかなり入院なり死亡なりの方が多くて、一時期52名ぐらいに下がったときもありますけれども、平均的に今はもうほとんどすぐ、退所されたらすぐに埋める。埋めるという言い方ですけども、入所していただくという形で、56を基本的にキープする形になってます。

あとショートステイが6ベッドございます。こちらのほうも今順調に7割5分ぐらいの、埋まっているような状況でございます。

胃ろうのほうは、昨年3月31日現在で10の方が胃ろうというところでございます。10名です、はい。

待機者ですか。待機者は名簿上はここ一、二年は20名ぐらい。名簿には載っているのですが、その中でグループホームに入っていたり、小規模多機能に入っていたり、また町外の老健に入っていたりという形で、特養の順番を待っている方、また待機の順番で優先、1番の方を呼んでも、まだ特養で頑張るわですとか、まだ入らなくてもいいというような感じで、今要介護3以上の方が申し込みできる条件なのですけれども、その中で20人の名簿があって20人すぐに入所、声をかけたら入所するというような状況では今のところ、今の段階ではございません。なので、自主的に待っている方というと、20人のうち、そのときの状況にはよるのですけれども、まだ老健で頑張るわとか、今体が非常に動く、グループホームにいますので、そこのほうでまだ生活を維持させたいという方もいらっしゃるんで、10人もいないのかなという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） はい、ありがとうございました。

二、三年前、そうしたら私が訪問したとき

は、もうちょっと胃ろうの方が多かったと思うのですけれども、亡くなられたのか、よくわからないのですけれども、やっぱり胃ろうというのは何か生活の質が随分落ちますからね。これ何とかならないのか。むすびれっじなどで講演など聞いたときには、胃ろうだってきちんとした手厚い看護があれば治るんだよという、そういううれしい話も聞いたのですけれども、やっぱり現実はなかなか厳しいのではないかと。そして現在特老の老朽化進んで、いわゆる新しいケアの形、ユニットケアのようなことはできないと思うのですよね。そういうことで、大体おおむね今の特老というのは評判もよろしいと思うのですけれどもね。今の介護する側にとって、何か不自由なことはないのか。これからまた改善される、どういうことを改善していくのか。そういうことをちょっと、難しいですが、お伺いしたいのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今の特養の施設はもう40年を経過しているということで、ハード的なものでいきますと、昨年アスベストで煙突を改修したりとか、そういうような維持のための費用というのがかかっております。今ボイラーがいつ、まだ今のところ順調に動いているのですけれども、いつ壊れてもおかしくない。壊れたときに部品があるのかとか、壊れたときにその部品が、代替できる部品があるのかということでもなかなか不安定なところであったり、特殊浴場がかなり古くて苦勞されているというような形という、ふだんの経費についても補修費でかなり用意をしないといけないという状況でございます。

ケアの状況でございますけれども、十数年前にユニットケアを目指すという形で、体の、身体状況によってAグループ、Bグループという形で、2つのユニットに大きく分けて、そこでAグループとBグループの介護の職員で回しているところで、それなりに家庭的な雰囲気を出せるような、身体状況の

方には今サロンに集まっていたいて、いろいろなお楽しみの中にもありますけれども、やはり要介護3以上でもうほとんど寝たきりで、先ほど言われたように胃ろうでもう意識もはっきりしないという方も非常に多くいらっしゃると思います。そういう方への介護というのも非常に限られたものになりますので、なかなかユニットケアしたからどうだということも、わからない部分もございますけれども、やはり機能維持という部分で言えば、今ついの住みかという言い方もないのですけれども、そこが生活の場という形で言えば、個室とか、もっときれい、今かなり衛生的にはなっているのですけれども、やはり今の設備で、最新の設備で最新の状況というのがやっぱり今どこでもそういうような形でやっているとところが多いので、そろそろ本当に古い機材なり、設備が危うくなっているというところで言えば、なるべく早く建てかえ計画を考えなくてはいけないのですけれども、先ほど別な答弁でもさせていただいたように、どのような設備で、規模で、運営形態はどうするかですとか、それらが介護保険の施設と言われるものが老健ですとか、療養型、今で言えば介護医療院という部分で、そういうような機能をいろいろと考えて適正な、10年、20年、30年を見据えた規模という部分で言えば、もうちょっと時間をかけて、かけつつ数年後にはもう新たな設備が必要な時期に入っているというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

やはりとにかく特老というのは要介護3以上というふうに限定された、非常に何か国の方針としては非常に合理的なのですけれども、本当にその人たちの尊厳を大事にしているかどうかという非常に怪しいと私は思っています。

ちょっと限界にきているのかもしれませんが

けれども、今の特老も。しかし建てかえを含めて何か、急に建てかえれといっても大変なお金かかるわけですから、なかなか難しい問題があると思いますけれども、それも含めて一生懸命知恵を絞って考えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（高道洋子君） 答弁はいいですね。

それでは、次の質問を受けます。

2番。

○2番（榊原深雪君） 民生費の53ページのほうで質問させていただきたいと思ます。

昨日所管の調査で文教のほうで、園児の状況を、人数とかお聞きいたしました。それで町全体の今園児の状況は、ゼロ歳児が9名、1歳児が15名、2歳児が33名、3歳児が53名、4歳児が49名、5歳児が46名と町全体となっております。それはどんぐりとあと家庭的保育事業、僻地保育所のトータルしたものなのですけれども、この状況を見ますと、前年度からかなりふえてきているのですね。ゼロ歳児から2歳児というのが多くふえてきているのですけれども、この状況に対して今後の課題とあと対策について、保育士さんの問題とか調理師さんの問題とか、お聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 今、榊原議員さん言われたように、特に低年齢のゼロ歳、1歳、2歳の受け入れが非常に多くなってます。やはりそれ、保育料の無償化というものが一番の要因で、町内にいらっしゃる方であれば働ける環境ということで働いてお子様を預けると。また町外にいる方も足寄町の保育の充実を目指して転入をされている方もいらっしゃるということで。

今、人数のピークがまさに今、今がピークで、細かな、まだ来年産まれる子供の数というのは大体保健指導のほう、保健推進のほうで母子手帳なりで対応してますので、ある程

度の人数は押さえられます。今現在産まれた方というのも戸籍に当然出生届も来ますし、出産のお祝い金ということで、1人目、2人目10万円、3人目以上20万円のお金を差し上げているという形で福祉課のほうで押さえてまして、今がピークで、今よりも、今のところ、今我慢できれば今充実できれば、これ以上まだ今のところはふえる見込みはないというところで、ここ数年で保育士の充実もさせていただきます。というか、処遇の改善で、今まで準職員として頑張ってきた方を安定的な、夜も朝も土日もきちっとやっていただけるような正職員化をしまして、どのようなシフトでも対応できるような形という形をしました。

そこでまだ不足する部分というのは、ゼロ歳、1歳、2歳の保育士が手厚くないといけないところ。例えば5歳児だったら1人に対して、国の基準でいったら5歳のお子さん30人に対して保育士が1人のところ、町のほうではより充実するというところで25人に対して1人の保育士というような形で、5歳だったら25人に1人なのですけれども、1歳だったら4人に1人とか、ゼロ歳だったらもう家庭的保育ということでもう本当に1対1とか、2対1という形で、ゼロ歳、1歳が多いと非常に保育士を充実させなければいけないというところなのですけれども、今ゼロ歳、1歳は今以上はふえないだろうというところでいえば、今乗り越えられれば大丈夫かなというところと、あと細かく言えば、臨時の方で働いている方が扶養の範囲内で働かなくてはいけないとかという部分もあったりして、やっぱり人はいるのだけれども、これ以上働けないとかという形で、まだ臨時の方はもうちょっと充実させなければいけないかなというところがあったり、あとは正職員で退職される方もいたりしたら循環ということで補充もしなければいけないところでもありますが、今現在の職員の体制としてはほぼ数年は大丈夫だろうと。

またハード的なもので言いましても、ゼロ

歳、1歳のための受け入れのための子どもセンターの環境を整備もしましたし、調理師さんのほうも足りないことは足りないというか、頑張られてるのですけれども、勤務時間の一月8万8,000円とか何とかという扶養の関係である程度抑えている方もいらっしゃるの、そこでもうちょっと臨時の方でもうちょっと働ける方がいればぜひお願いしたいというところはございますけれども、基本的な部分でいえば足りなくて困っている、足りないながらも足りなくて非常に困っているというところまではいってないのですけれども、できればいろいろな働ける方を、もしお声をかけていただいたり情報をいただければつなげていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番。いいですか。はい、わかりました。

次の質疑を受けたいと思います。

2番。

○2番（榊原深雪君） バイオマスプラントの、ページが64ページのことについてお伺いいたします。

こちらの今の29年度の進捗状況についてお伺いいたします。

○委員長（高道洋子君） バイオマス。

経済課長。

○経済課長（村田善映君） バイオマスの進捗状況でということで、10月24日現在、おおむね80%という数字で聞いております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 2番。

○2番（榊原深雪君） バイオマスプラントとしての正常に稼働するのはいつごろの予定ですか。

○委員長（高道洋子君） 経済課長。

○経済課長（村田善映君） 完成は3月末日、15日から20日前後を予定しております。

今現在うちのほうで考えているのは、立ち

上げ作業ということで考えている作業が1工程あります。それは12月末に発酵槽に、発酵槽が2基あります。この2基のうち1基、これに1,000トン、約半分の原料を入れて、今本来でいけばその発酵槽というのはわかりやすく言えば真空状態にしなければならない、今空気入ってますので、真空状態にしなければならないということもあって、今その原料を半分入れることによって自然に発酵をさせるのにおおむね3カ月程度かかります。そういう形の中の準備作業を進めて、完成に向けては平成31年3月の15日から20日前後完成して、その後稼働していくというふうな行程で進めております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

次の質疑を受けたいと思います。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） それでは75ページの公園管理についてお聞きをしておきます。

野球場の件でお伺いをいたします。

そこで、野球場の関係と公園との関連についてお聞きするわけでございますけれども、29年度までの協議の中で、ふわふわドーム等の公園と野球場との距離との中で、距離が近くて危険性がということが言われてきたかと思えますけれども、当時の協議の中でそういったことについては協議されたのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（高道洋子君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） ふわふわドームと野球場の距離、位置関係ということでよろしいでしょうか。

当時里見が丘公園の再整備の際に、いろいろ遊戯広場とかスポーツ広場とかという形でゾーン分けをして場所等々の設定をしてきたところですが、野球場とふわふわドームの距離については、位置関係については、当時の判断では大丈夫であろうという判断で進めてまいりました。

ことしの議会で質問もあったのですが、ファウルボールが飛んでいくのではないかと

というような質問もお伺いして、検証を進めて対応、対処をしていきたいというふうに述べたところなのですが、今年度一度高校生の練習の際に、どの程度ふわふわドームなり遊具のほうにファウルボールが飛んでいくかということで検証を試みたのですが、答えとして明確ないい検証ができなかったため、次年度に向けて再度検証を行って、その際に飛んできたボールに対して危険が伴えば対応をするというような方向で今進めようかなというふうに考えているところでございます。

なので、もう少し時間をいただいて、来年野球場を使用する際には、見張りの人をつけるなり何なりをしてちょっと対応していきたいなど。その状況によって最終的な判断をしていきたいと。その辺については、教育委員会のほうとも相談をしながら進めたいというふうに考えてますので、御理解のほどよろしくお伺いいたします。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 今後協議をしながら進めていくということでございますけれども、いずれにしても危険性伴うということのような、文教委員会でもそれぞれ現地調査とやったのですけれども、皆さんちょっとどうなのかなということありましたので、ぜひ早目に協議をしまして進めていただきたいし、せっかくの機会ですので、野球場、非常に古くなってしまっていて、いろいろなところが整備する必要があるのかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思ってます。よろしくお祈りします。

○委員長（高道洋子君） 次の質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） それでは、これをもって質疑がないということで、これをもって質疑を終結したいと思います。

これよりです、各部会を開催しまして、意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

なお、部会の後、正副議長室において部会

長会議を行い、意見調整を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時55分 再開

○委員長（高道洋子君） 休憩を閉じ、委員会を再開します。

先ほど開催されました正副委員長・部会長会議におきまして、各部会長から審査意見は特にない旨、委員長に報告がありました。

これから、総務産業部会に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、文教厚生部会に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、部会長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決しました。

これより、議案第97号平成29年度足寄

町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第97号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第97号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第100号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第100号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第100号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第101号平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第101号平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第101号平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第102号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第102号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第102号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第103号平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第103号平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（高道洋子君） 全員の起立です。

よって、議案第103号平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第104号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次に、賛成討論の

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第104号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

よって、議案第104号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第105号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第105号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

よって、議案第105号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

これより、議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 次に賛成討論の発

言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) これをもって、討論を終わります。

お諮りします。

議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(高道洋子君) 全員の起立です。

よって、議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決しました。

◎ 閉会の議決

○委員長(高道洋子君) これで、本委員会に付託された案件の審議は全て終了しましたので、これをもって本委員会を閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 異議なしと認め、本委員会を閉会いたします。

なお、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 異議なしと認め、正副委員長により作成いたします。

◎ 閉会宣告

○委員長(高道洋子君) これをもちまして、平成29年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時55分 閉会